

を設定し、この目標を達成するために必要な措置を述べております。市町村計画は、国土利用計画法の中で全国計画、都道府県計画とともに総合的かつ計画的な国土の利用を図ることを目的としていることから、今回策定いたしました加美町国土利用計画は、国土利用計画体系の基盤としての役割を有し、本町における土地利用の基本となるものであるとともに、地域に密着した計画として旧小野田、宮崎、中新田町で策定された計画を基本といたしております。

よろしく御審議の上、御承認賜りますようお願いを申し上げます、提案理由の説明とさせていただきます。

議長（米木正二君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ございませんか。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。これにて質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論ございませんか。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。これにて討論を終結いたします。

これより議案第14号加美町国土利用計画の策定についての採決を行います。

お諮りいたします。本件は原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（米木正二君） 御異議なしと認めます。よって、議案第14号加美町国土利用計画の策定については、原案のとおり可決することに決定いたしました。

---

#### 日程第20 議案第15号 加美町過疎地域自立促進計画の策定について

議長（米木正二君） 日程第20、議案第15号加美町過疎地域自立促進計画の策定についてを議題といたします。

本件について提案理由の説明を求めます。町長。

町長（星 明朗君） 議案第15号加美町過疎地域自立促進計画の策定について説明申し上げます。

本案件は、過疎地域自立促進特別措置法第6条第1項の規定に基づき、議会の議決を経て策定するもので、合併に伴い加美町全域が過疎地域とみなされたことにより、平成15年6月に策定した前期計画に引き続き、平成17年度から21年度までの5カ年の後期計画として策定いたしましたものでございます。

本計画は、人口の著しい減少に伴う地域社会の活力低下や生産機能及び生活環境の整備等が他の地域に比較して低位にある地域について、その自立促進を促し、もって住民福祉の向上、

雇用の拡大、地域格差の是正及び美しく風格ある国土の形成に寄与することを目的として策定したもので、加美町基本構想に即し、宮城県とあらかじめ協議を行っているものであります。

よろしく御審議の上、御承認賜りますようお願いを申し上げます、提案理由の説明とさせていただきます。

議長（米木正二君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ございませんか。37番及川六郎君。

37番（及川六郎君） 促進計画の策定の別冊でありますけれども、後期5カ年間で二、三お聞きしたいのであります。

この別冊の計画書（案）の中で、一つは市町村道の道路整備の問題で、ページ数からいくと43ページに関連してお尋ねするんですけれども、側溝改良ということで、実は町道岡町大通線という名称があります。全長は800メートルですね。これの内容について教えていただきたいんですが、側溝改良は側溝改良のみなのか。現状を見ると歩道と路面の段差があって大変な思いをしている方もいらっしゃいます。その辺についてはどのような側溝整備をなされるのか。具体的には、実施年度等も、もしおわかりになれば説明していただきたいということでもあります。

それから、51ページの高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進等の中で、計画の中にある、特に何人かの議員各位から出されました特別養護老人ホームの建設の負担金の問題ですけれども、これは平成16年、前年の12月議会で私の質問に対して町長は、政治的なかわりも含めて建設の方向でいきたいということでもありますけれども、この辺は住民要望とのかかわりで、ぜひ全力を挙げて取り組んでいただければなというふうに思いますけれども、その中で、答弁事項で、新しく建設するとすれば、やはり最新の個室化、プライバシーを尊重した施設、いわゆる後段で言っていますけれども、ユニット型と言うんですか、そういう形でも出されているようでもありますけれども、この内容について。それから、こういうふうな活字にしている以上は、後で申し入れをするということでもありますけれども、加美玉造福社会あるいは県とのかかわり等で、既にその点での調整の話し合いがなされているものかどうかについて伺いたいと思います。

議長（米木正二君） 建設課長。

建設課長（板垣政義君） こちらの事業計画の方をごらんになっていただきたいんですが、ページ数で7ページですね。よろしいでしょうか。ここに町道岡町線側溝改良800メートルのということでございますけれども、改良方法につきましては、今考えているのは、現在、西町

沖線で側溝と舗装をやっているんですが、あのような方法で進めたいというふうに考えております。事業年度につきましては、記載のとおり、21年度から25年の間というふうな、ちょっと長期にわたることになると思いますが、21年に着手というふうな事業計画でございます。以上でございます。

議長（米木正二君） 保健福祉課長。

保健福祉課長（今野正晴君） お答えします。

この計画時点の特別養護老人ホーム建設負担金というのは、加美玉造福社会のことを言っておりまして、当初から今の青風園の建てかえ、あるいは今、議員さん方から要望あります老人ホーム等の建設が実施された場合の負担金といいますが、加美町の負担金の予定額を出して計画しているわけで、町長も一般質問でも答弁しましたけれども、今、民間の社会福祉法人も来ていますけれども、例えば民間の社会福祉法人が建設する場合は、この補助金とはまた別問題で、それは頭にはないというか、計画には入っておりません。これは加美玉造福社会で建設する場合に対しての負担金という解釈をしてほしいと思います。

議長（米木正二君） 37番。

37番（及川六郎君） 第1点目の町道岡町大通線について伺いましたのは、実はあそこで過去に何回か転倒した方、それから骨折、入院した方もいらっしゃいます。あそこはバス停がありますよね、古川に行く方と、それからあと古川から来たところ。あの周辺等も含めて大分段差がありまして、転倒するというケースがあるわけです。なるべくやはり早目に対応した方がいいのではないかと思いますので、その辺について町長の答弁があればお願いしたいと思います。

それから、特別養護老人ホーム、これは負担金ということになってはいますが、負担金とは別に、これからつくろうという特老ホームについては、以前は措置費等の国からの助成等もあったわけですが、これからは自前でやらなければいけないというふうな問題も出てくるだろうというふうに思います。その場合に、今言われているのが、ホテル並みの居住費あるいは食費等も含めて、今、大体国民年金の平均が5万二、三千円前後でありますけれども、これが10万円近く負担しなければいけないというふうな問題になりますと、介護保険料等も含めて大変な負担を強いられるということで、この辺は今後、特老ホームを建設する場合に、町もやはり全面的に、民間の福祉法人がやる場合はまたいろいろあると思いますけれども、町からも全面的なバックアップというものがないと大変なことになるのではないかなというふうに思いますけれども、この辺についてどうなのか伺いたいと思います。

議長（米木正二君） 町長。

町長（星 明朗君） まず、岡町大通線についてであります。御案内のとおり、いわゆる舗装路面が年々高くなってしまっております。各家庭の高さと路面の高さに非常に格差が出てまいりまして、それゆえに車道と歩道に段差をつけるわけにはいかないということから、傾斜のきつい歩道になってしまっているというのが現状であります。そのことの御指摘だというふうにあります。

非常に長い路線でありますし、部分的な、いわゆる歩道だけの改良ではさらに段差が出てくる可能性もあるわけですね。かといって、民家の部分の乗り入れのところを高くするわけにもいかない。そうすると、車道の部分を掘り返して低くしてということになると大事業なわけですね。そういうことで、なかなか難しい事態になっていると。多額の費用を要するというので、とりあえず21年度ということにさせていただきました。

この計画にのせることによって、県との協議も入っていますので、まずこの計画にのせることが第一義であるということ。その後、その状況が許せば1年なり2年なり早くに着工するというのも可能かと思いますが、このことについては努力をしたいというふうにあります。

それから、特別養護老人ホームについては、青風園の改良、改築、そして、それよりも前に宮崎地区への特別養護老人ホームということが急がれているわけですが、場所も詳細設計もまだでき上がっていない段階で、概算の概算というか、もできていないわけですね。その負担を負担すると。そして、しかもその規模等についても、建設主体が仮に加美玉造福社会ということになると、私どもの意見だけが通るわけでないで、全体の負担になるわけでありまして、先例があります。それはりんどう苑のときもありましたし、岩出の里のときにもありました。やくらいサンホームのときにも。その都度視点が違う感覚で、その時点時点で、経済状態の範囲内でお互いに負担を取り決めしているという状況がありますので、その時点で判断をしなければならないことだと思っておりますが、今、合併が随分進んでおりまして、加美玉造福社会という福祉会がもっと大きくなっちゃうわけですね、大崎市になっちゃうので。そういうところも勘案すると、少し推移を見なければならぬ問題でありますので、御意見をいただいた旨を心して今後の対策を進めていくということぐらいしか答弁できないので、勘弁をいただきたいと思っております。

議長（米木正二君） 37番。

37番（及川六郎君） 最初の町道岡町大通線、この800メートル、確認の意味で建設課長にお伺いしますが、いわゆる起点、終点の関係ですね。この辺ちょっと確認したいなというふうにあります。

議長（米木正二君） 建設課長。

建設課長（板垣政義君） 高橋洋品店から終点までというふうに考えていますが、八百たつからもっと進みますよね。あの付近まで。（「交差点ですか」の声あり）交差点ですね。高橋洋品店の交差点から八百たつ付近の交差点までというふうなことで 800メートル両側ということですね。それで、町長が申し上げましたとおり、これは側溝だけですと起債の対象になりませんので、舗装の関係も、いずれ縦断関係ですね。いろいろ検討しながら進めたいというふうに思います。（「了解」の声あり）

議長（米木正二君） そのほかございませんか。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。これにて質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論ございませんか。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。これにて討論を終結いたします。

これより議案第15号加美町過疎地域自立促進計画の策定についての採決を行います。

お諮りいたします。本件は原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（米木正二君） 御異議なしと認めます。よって、議案第15号加美町過疎地域自立促進計画の策定については、原案のとおり可決することに決定いたしました。

- 
- 日程第21 議案第16号 公の施設の指定管理者の指定について（加美町集会所）
- 第22 議案第17号 公の施設の指定管理者の指定について（加美町老人憩いの家）
- 第23 議案第18号 公の施設の指定管理者の指定について（加美町産業活性化研修施設）
- 第24 議案第19号 公の施設の指定管理者の指定について（加美町南鹿原青野地区高齢者集会交流施設）

議長（米木正二君） お諮りいたします。日程第21、議案第16号公の施設の指定管理者の指定について（加美町集会所）、日程第22、議案第17号公の施設の指定管理者の指定について（加美町老人憩いの家）、日程第23、議案第18号公の施設の指定管理者の指定について（加美町産業活性化研修施設）、日程第24、議案第19号公の施設の指定管理者の指定について（加美町南鹿原青野地区高齢者集会交流施設）、以上4件はいずれも公の施設の指定管理者の指定についてであり、関連いたしておりますので、会議規則第36条の規定に基づき一括議題といたしたい

と思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（米木正二君） 御異議なしと認めます。よって、日程第21、議案第16号から日程第24、議案第19号までを一括議題とすることに決しました。

日程第21、議案第16号から日程第24、議案第19号までを一括議題といたします。

本件について提案理由の説明を求めます。町長。

町長（星 明朗君） それでは、議案第16号から19号まで一括提案の御承認をいただきましたので、まとめて御説明を申し上げます。

まず、議案第16号であります。公の施設の指定管理者の指定について説明申し上げます。

本案件は、さきの12月定例議会において御承認をいただきました寒風沢、北川内、上狼塚、小泉、桜町、麓、柳沢、鳥嶋の8カ所の集会所について、去る1月20日、指定管理者選定委員会を開催し、指定管理者の候補として各自治会を選定いたしましたので、議会の議決を求めるものであります。

なお、指定の期間は、指定管理者制度の管理がコストの軽減や利用者へのサービス向上を目的としているため、指定期間を3年程度とすることを通常としておりますが、集会所施設は公共性が高く、かつ管理を行わせる団体を公共的団体に限定していることから、それぞれ平成17年4月1日から平成27年3月31日までの10年間とするものであります。

よろしく御審議の上、御承認賜りますようお願いを申し上げます。

次、議案第17号であります。前議案同様の趣旨で田川、白子田、下多田川、菜切谷の4カ所の老人憩いの家について、以下のとおり、前議案同様、平成17年4月1日から27年3月31日までの10カ年間の指定管理者の委託とするものでございます。

議案第18号におきましては、下新田転作営農研修センター、上多田川林業センター、農村総合管理センター、下狼塚林材振興センター、四日市場コミュニティセンターの5カ所の産業活性化施設について、前議案同様、10年間の期間を指定して管理委託をするものであります。

議案第19号につきましては、前議案同様でありまして、加美町南鹿原青野地区高齢者集会交流施設「ふながた山荘」について、同じく平成17年4月1日から平成20年3月31日までの3年間とするものであります。

よろしく御審議の上、御承認賜りますようお願いを申し上げまして、提案理由の説明とさせていただきます。

議長（米木正二君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ございませんか。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。これにて質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論ございませんか。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。これにて討論を終結いたします。

これより議案第16号公の施設の指定管理者の指定について（加美町集会所）の採決を行います。

お諮りいたします。本件は原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（米木正二君） 御異議なしと認めます。よって、議案第16号公の施設の指定管理者の指定について（加美町集会所）は、原案のとおり可決することに決定いたしました。

これより議案第17号公の施設の指定管理者の指定について（加美町老人憩いの家）の採決を行います。

お諮りいたします。本件は原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（米木正二君） 御異議なしと認めます。よって、議案第17号公の施設の指定管理者の指定について（加美町老人憩いの家）は、原案のとおり可決することに決定いたしました。

これより議案第18号公の施設の指定管理者の指定について（加美町産業活性化研修施設）の採決を行います。

お諮りいたします。本件は原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（米木正二君） 御異議なしと認めます。よって、議案第18号公の施設の指定管理者の指定について（加美町産業活性化研修施設）は、原案のとおり可決することに決定いたしました。

これより議案第19号公の施設の指定管理者の指定について（加美町南鹿原青野地区高齢者集会交流施設）の採決を行います。

お諮りいたします。本件は原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（米木正二君） 御異議なしと認めます。よって、議案第19号公の施設の指定管理者の指定について（加美町南鹿原青野地区高齢者集会交流施設）は、原案のとおり可決することに決定いたしました。

日程第25 議案第20号 字の区域を変更することについて

議長（米木正二君） 日程第25、議案第20号字の区域を変更することについてを議題といたします。

本件について提案理由の説明を求めます。町長。

町長（星 明朗君） 議案第20号字の区域を変更することについて説明申し上げます。

本案件は、県営米泉地区経営体育成基盤整備事業、県営ほ場整備事業であります。これに伴い、その換地処分が実施されることから、事業区内の字の変更を行うものであります。

なお、字の名称等につきましては、今回、新たな字名が付される箇所はなく、従前の字名の区域を変更するもののみで、今後のスケジュールといたしましては、本議案が承認いただければ、権利者会議において換地計画を決定し、宮城県に対し換地計画の上申を行い、17年末ごろに換地処分の決定がおりて、公告、登記申請の後、来年3月に事業完了の予定となっております。

お手元に位置図という、このような資料をお渡ししてございますので、参考にさせていただきたいと思っております。

よろしく御審議の上、御承認賜りますようお願いを申し上げまして、提案理由の説明とさせていただきます。

議長（米木正二君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ございませんか。36番藤原耕夫君。

36番（藤原耕夫君） 町長、勘違いかわからないよ。勘違いかわからないというのは、私の屋敷が米泉字堰端になっているわけさ。これ今度、前田になるの。田んぼは前田だよ。屋敷は堰端だ。これどうなんでしょうか。

議長（米木正二君） 町長。

町長（星 明朗君） 今、農林課長が調査中ではありますが、今回はほ場整備でございますので、いわゆるほ場、田んぼの部分のみの字名が出入りがありまして変更になるということなんだろうと思います。でありますので、宅地の部分については従前のままと理解してよろしいのではないかと思いますけれども。（「わかりました。どうもすみませんでした」の声あり）

議長（米木正二君） その他質疑ございませんか。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。これにて質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論ございませんか。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。これにて討論を終結いたします。



これより議案第20号字の区域を変更することについての採決を行います。

お諮りいたします。本件は原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（米木正二君） 御異議なしと認めます。よって、議案第20号字の区域を変更することについては、原案のとおり可決することに決定いたしました。

暫時休憩いたします。35分まで休憩いたします。

午後3時21分 休憩

---

午後3時40分 再開

議長（米木正二君） 再開いたします。

休憩前に引き続き会議を開きます。

---

日程第26 議案第21号 平成16年度加美町一般会計補正予算（第7号）

議長（米木正二君） 日程第26、議案第21号平成16年度加美町一般会計補正予算（第7号）を議題といたします。

本件について提案理由の説明を求めます。町長。

町長（星 明朗君） 議案第21号平成16年度加美町一般会計補正予算（第7号）について説明申し上げます。

今回、既定予算に歳入歳出それぞれ1億2,369万8,000円を追加し、歳入歳出それぞれ150億5,854万5,000円とする補正予算と、統合保育所建設事業の継続費廃止、及び統合保育所建設事業など8件の繰越明許費の設定のほか、各種委託業務等の債務負担行為の追加26件、統合保育所建設事業など12件の地方債の変更を行うものであります。

歳入の主なものにつきましては、町税1億3,160万2,000円の増、地方交付税5,599万5,000円の減、使用料2,179万8,000円の減、国庫支出金の保育所整備費負担金8,840万7,000円の増、合併市町村補助金4,300万円の増、県支出金の保育所整備費負担金4,018万5,000円の増、みやぎ新しいまち・未来づくり交付金4,300万円の減、林業経営構造対策事業補助金1,315万3,000円の減、文化財保護費委託金2,245万1,000円の減、財産収入2,681万8,000円の減、ふるさと創生基金繰入金1,000万円の減、町債で6,640万円の増などでありま

す。

歳出につきましては、総務費で情報システム機器借上料905万円の減、評価替え鑑定評価業

務委託料 1,582万円の減。民生費では、国民健康保険事業特別会計繰出金 3,208万 5,000円の増、老人保健特別会計繰出金 3,758万円の増、統合保育所建設事業費で3億 9,884万 1,000円の増。衛生費では、検診委託料 907万円の減。農林水産業費では、山村ふれあい公園整備事業 1,980万円の減、森林空間活用施設整備事業 2,125万 2,000円の減。土木費では、町道整備事業 9,318万 3,000円の減、北原町営住宅建設事業 2,300万円の減。教育費では、文化財保護費 2,316万 3,000円の減などのほか、予備費から 1,032万 3,000円を充当するものであります。

よろしく御審議の上、御承認賜りますようお願いを申し上げまして、提案理由の説明とさせていただきます。

議長（米木正二君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ございませんか。46番川村 薫君。

46番（川村 薫君） 14ページの町税をひとつお聞きしたいと思います。

町税の中の2項の固定資産税、今回の補正によって13億 3,000万円が見込み計上となりました。この税目は非常に収納率が悪い。15年度の決算を見ますと1億 4,000万円、滞繰。それはそれとしても、固定資産の現年度分。まだ年度末まで1カ月ちょっとありますね。大体1カ月ちょっとですから、ほとんど見当はついたと思います。16年度の固定資産の現年度分の未納はどれくらいありますか。それをお聞きしたいと思います。

それから、その下の地方交付税ですけれども、これほとんど前年度と地方交付税は変わりません、余り。ただ、特交が記載のとおり 7,000万円の減ということですが、特交については、御存じのように12月がルール分、残りは3月末と交付されるわけですが、今回、7,000万円特交減になったので、現在、特交をどのように見積もっているか。当初に計上しておりますので、当初から 7,000万円差し引くとわかるんですけれども、現在どのようになっていますか。特交の現在高、教えてもらいたいと思います。以上、二つお願いします。

議長（米木正二君） 税務課長。

税務課長（伊藤 東君） お答えいたします。

固定資産税につきましての現年度分の収納率でございますが、昨年度と同様97%程度を見ております。それで、現年度分の滞納額については 4,000万円程度になるのかなと予想しております。以上でございます。

議長（米木正二君） 企画財政課長。

企画財政課長（早坂 仁君） お答えします。

特交の予算は6億円ですが、御存じのとおり、また3月の末に、中旬以降になると思います

が、確定します。今回、減額したというのは、2月の段階で県から連絡がありまして、要するに合併の特例分を除いた特交の約3割を削減するという見込みだということの段階です。前回の特交は6億7,000万円ぐらいなものですから、何人かに聞きますと大体1億円近い減になるだろうというふうに見ております。今回、とりあえず7,000万円を減にしていると。確定は3月の中旬、末に確定するので、またその段階で新たな補正ということが生じるかもしれませんので、よろしくをお願いします。

議長（米木正二君） 46番。

46番（川村 薫君） 固定資産税の方ですけれども、ただいま収納がおおよそ97%。大体現年度分については97～98%。過年度分は40%。加美町になってから10%になりましたけれども、過年度分は40%、現年度分は97～98%といいますと、大体合致しておりますね。ただ、現在4,000万円ぐらいの現年度分であると言いますけれども、現年度分をやらないと、当然来年は滞繰になりますね。滞繰が今度欠損処分となりますので、過年度分も大事ですけれども、現年度分に全力を集中して徴収すると、現年度分。それを構わないと、すぐ滞繰。来年、滞繰。だんだんたまってくと欠損となりますので、ぜひ今から、1カ月そこそこですけれども4,000万円、全力を尽くして現年度分を収納してもらいたいと、そんなふうに思います。

それから、交付税ですけれども、今、6億7,000万円、特交。この中に合併の財政支援がありますね、3年間。6億円ね。去年の分はたしか2億400万円。これは特別な特交。普通の特交のほかに特別の特交ありますね。前年度、2億400万円。6億7,000万円のうちにその分が含まれているかどうかお聞きしたいと思います。

それから、3月はほとんど月末に来ますので、ほとんど町長の専決処分。ぎりぎりに来ますからね。専決処分があります。この6億幾らは3月の確定分、それを見込みしているか、していないかと。その2点お聞きしたいと思います。特別の特交分と、それから3月分のものを含んでいるか、含んでいないかという2点をお聞きします。

議長（米木正二君） 1番目については答弁は要りますか。（「要ります」の声あり）税務課長。

税務課長（伊藤 東君） 現年度分につきましては、5月31日までの出納期間がありますので、全力を尽くして収納に努めたいと思っております。以上です。（「結構です」の声あり）

議長（米木正二君） 企画財政課長。

企画財政課長（早坂 仁君） お答えします。

先ほど申し上げましたのは、平成15年度の支給分が6億7,900万円でございます。この中に

合併に伴う特例分というのが50%入っております。それを抜いて残ったものに、今のところ県からは3割を減らしますよということです。そして、今度、翌年度に3割分が入ってくるんですね。要するに、合併初年度が5割、翌年が3割、その翌年が2割という特交の積み重ね分がありますので、ですから、その分を差し引きますと大体1億円から1億5,000万円ぐらいの特交が減になる、予算に対してですけれども。ですから、現在6億円なものですから4億5,000万円ぐらいにあるいはなるかなというふうに思っております、まだ予測なものですから、今回、とりあえず7,000万円の減としたということでございます。

その数字につきましては、去年の場合ですと3月16日に確定しました。ですから、今の段階では何とも申し上げられないという状況でございます。

議長（米木正二君） 28番坂本せんさん。

28番（坂本せん君） 北原住宅の繰越明許が出ているようですけれども、確実に完成するのはいつになっておるのでしょうか、お伺いします。北原住宅。

議長（米木正二君） 建設課長。

建設課長（板垣政義君） 北原住宅につきましては、こちらの繰り越しの方でお願いしているんですが、本体工事につきましては3月25日までは終わるということで今進めておりますが、今回、繰り越しでお願いしている分は外構工事という、本体工事の周りの側溝とか道路関係の一部でございますけれども、その件については、ことしの大雪に当たりまして、雪掃いて工事的なあれで1カ月ほどおくれるというふうなことでなっておりますが、本体工事につきましては3月25日まで完了というふうになっております。お願いいたします。

議長（米木正二君） 29番三嶋 等君。

29番（三嶋 等君） 歳入で若干、川村先生と関連して。15年度に6億7,900万円。そのうち特交、特特50%。こういうわけで、ここの表を見ますと、地方交付税で5,600万円の減額、こういう数字があらわれておるわけでございます。まず、平成の第1号合併という名だけの相当のメリットがあるやに聞きながら合併した今日、やはりこの地方交付税はせめて100%来ると予測したものでございます。これが減額されて、その分が町債で6,600万円取らなければならない経営なんですよ、これを見ますと。そういうことになるわけです。これが全額認められてあれば、何も借金6,000万円することないという歳入のあらわれがここに出たということで、この50%特別合併特例交付、もう少し詳細に説明を求めるわけでございます。

議長（米木正二君） 企画財政課長。

企画財政課長（早坂 仁君） ちょっと私の言い方が悪かったのかもしれませんが、わ

かる範囲で御説明します。

先ほど申し上げましたのは、地方交付税の中の特別交付税に関してでございます。特別交付税に関しては、予算額として6億円見ております。その6億円見ているという中に、合併に伴う特例措置分というのが6億8,000万円の約5割分だけが入っているということでございます。ですから、特別交付税の15年度分でいいますと、6億7,900円で、その中に5割分の合併の特例措置が入っていると。今回、減額にはなりましたがけれども、特別交付税ですから、災害によるプラス分と合併に伴う特例分を除いた部分の特別交付税の3割を減額しますよという措置でございます。ですから、国の段階の話の筋としては、合併の特例措置については手をつけていないよということでございます。そういうことで御理解いただきたいと思えます。

それから7,000万円減になって、普通交付税で1,400万円ほど追加交付されております。したがって、交付税の総額として5,500万円ぐらいの補正ということになった次第でございます。以上です。

議長（米木正二君） 29番三嶋 等君。

29番（三嶋 等君） そうすると、合併については減らされないというだけは確信していいわけだね。私は、余談と言えはおかしいんだけど、合併したほかに、そういう特別交付税の中の50%減らされては、格好いい平成合併が、一番大事な財源が減らされたのでは何のために合併したかわけわからないという感覚のもとに今の質問をしたわけで、今は了解しました。

議長（米木正二君） そのほかございませんか。39番星 義之佑君。

39番（星 義之佑君） 歳出もいいんですね。（「いいですよ」の声あり）

それでは、47ページの消防費に関連いたしまして御質問をいたします。

加美町合併になりましてから、消防はっぴですね、これが昨年かおととしか、ちょっとわかりませんが、支給なったわけだと思っておりますが、そのときの指定業者というのは、1社に聞いておりますが、納入業者です。そのところ間違いのないかどうか、ちょっとその辺お聞きをいたします。

議長（米木正二君） ただいまの質疑でありますけれども、関連といいましても、この中の関連ということではないような感じがしますが、（「消防費に関連しているというふうに思っていますので、いいのかなと思って」の声あり）許します。答弁、総務課長。

総務課長（森田善孝君） すみません、もう一回。ちょっと理解できないんですけども。

39番（星 義之佑君） 消防のはっぴ、あのはっぴが一部の業者に注文されて、そこから納入されたというようなお話を聞いておるんですけども、それで間違いのないかどうか、ちょっ

とお聞きいたします。

議長（米木正二君） 総務課長。

総務課長（森田善孝君） 合併、15年の時点で各町ごとに諸費の中で対応しておりますので、注文は間違いなく1カ所に行ったと思います。そうです。1カ所に行きました。それで、各町ごとに負担行為を起こして、今は3地区ですけれども、3町で支出しましたけれども、見積もりは1カ所からとったのだけじゃなくて、旧中新田からもとっておりますし、その中で1社指定になったわけでありまして。

議長（米木正二君） 39番。

39番（星 義之佑君） といいますのは、合併なりましてから、すべて平等にというのか、そういう納入できる業者さんがほかの町にも、従来の旧町ですね、旧小野田町とか旧宮崎町、そういうところにはあるわけですが、そういうところの業者さんが旧中新田の業者だけに一本に行っているということで不満というのか、そういうのを漏らしていることがちょっと私の耳に届いたものですから、それではうまくないんじゃないかなというふうに思った次第でございます。そういうことでなく、やはり平等にして初めて新しい加美町のくくりというものですか、そういうことになっていくのではないかなというふうに思うんで、その辺のところをもう一度お聞きしたいと思います。

議長（米木正二君） 総務課長。

総務課長（森田善孝君） お答えします。

1カ所ばかりとったとか、固定したところばかりとったとかというようなことは一切ございません。入札ですから、きちんとやっておりますし、また、3地区は3地区で合併前の町村でやっていますから、中新田でしたら中新田で染め物のできる業者、その業者を中心に消防係の方で選出しまして、それで入札をかけていますから、質問にあったようなことは一切ございませんので、理解していただければいいと思います。（「了解」の声あり）

議長（米木正二君） 27番畠山こずゑさん。

27番（畠山こずゑ君） ページ数は24ページで企画なんですけど、男女参画推進アドバイザーという謝礼が減30万円になっています。男女参画が叫ばれていて前向きに取り組むということであつたものですから、どういう方法で、こんな支払いの方法をやったのかということと、前向きな考えを町長にも聞いてみたいと思います。

議長（米木正二君） 企画財政課長。

企画財政課長（早坂 仁君） お答えします。

これは、男女共同参画推進のアドバイザーをお呼びして啓発を図っていこうという、そういう謝礼金額でございました。今年度は、主に一般の方々をあちこち、岩出山での研修会とかそういうときに連れていきまして、アドバイザーを1人の方に絞り切れなかった。そのためにこの費用が残ってしまったということでの補正減でございます。

議長（米木正二君） 27番。

27番（畠山こずゑ君） ありがとうございます。

町長にお答え願いたいんですが、施政方針の中でも割と簡単に書いてあったんですね、男女参画に向かったのが。前向きに取り組んでいくと私が質問したときも、あその佐藤議員さんも後から質問したときも、男女参画は本当にこれから必要であるというお話を私は聞いて覚えていますので、今後どういうふうに展開して前向きに取り組んでいくのか、ちょっとお聞きしたいなと思います。

議長（米木正二君） 町長。

町長（星 明朗君） 男女共同参画条例というのはまだ制定されていないんでありますが、それに向けて常々努力をいたしております。と申しますのは、各種委員会の委員さんへの登用でありますとか、あとは審議会の委員の登用でありますとか、あるいは女性の管理職の任命等々に努力をいたしております。本来、今期議会の改選でも女性議員が数多く挑戦をしていただきたいと思っておったんでありますが、どうなるかわかりませんが、そういう意味でも加美町はモデル的な存在でありますから、今後努力をしてまいりたいと思います。

条例があっても、なくても努力するという事は間違いのないことでありますので、その線に向けて努力をしてまいります。以上であります。

議長（米木正二君） そのほかございませんか。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。これにて質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論ございませんか。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。これにて討論を終結いたします。

これより議案第21号平成16年度加美町一般会計補正予算（第7号）の採決を行います。

お諮りいたします。本件は原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（米木正二君） 御異議なしと認めます。よって、議案第21号平成16年度加美町一般会計補正予算（第7号）は、原案のとおり可決することに決定いたしました。

日程第 2 7 議案第 2 2 号 平成 1 6 年度加美町国民健康保険事業特別会計補正予算  
(第 3 号)

議長(米木正二君) 日程第27、議案第22号平成16年度加美町国民健康保険事業特別会計補正予算(第3号)を議題といたします。

本件について提案理由の説明を求めます。町長。

町長(星 明朗君) 議案第22号平成16年度加美町国民健康保険事業特別会計補正予算(第3号)について説明申し上げます。

今回、既定予算から歳入歳出それぞれ 2,143万円を減額し、歳入歳出それぞれ25億 9,930万 4,000円とする補正予算であります。

歳入につきましては、国庫支出金の療養給付費等負担金 5,415万 7,000円の減、財政調整交付金 648万円の増、共同事業交付金 982万 6,000円の減、一般会計繰入金 3,208万 5,000円の増などです。

歳出につきましては、保険給付費 758万 5,000円の増、老人保健拠出金 2,116万 9,000円の減、保健事業 490万 5,000円の減などのほか、事業費の整理を行い、予備費を充当するものであります。

よろしく御審議の上、御承認賜りますようお願いを申し上げまして、提案理由の説明とさせていただきます。

議長(米木正二君) 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ございませんか。(「なし」の声あり) 質疑なしと認めます。これにて質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論ございませんか。(「なし」の声あり) 討論なしと認めます。これにて討論を終結いたします。

これより議案第22号平成16年度加美町国民健康保険事業特別会計補正予算(第3号)の採決を行います。

お諮りいたします。本件は原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長(米木正二君) 御異議なしと認めます。よって、議案第22号平成16年度加美町国民健康保険事業特別会計補正予算(第3号)は、原案のとおり可決することに決定いたしました。

---

日程第 2 8 議案第 2 3 号 平成 1 6 年度加美町老人保健特別会計補正予算(第 3 号)



議長（米木正二君） 日程第28、議案第23号平成16年度加美町老人保健特別会計補正予算（第3号）を議題といたします。

本件について提案理由の説明を求めます。町長。

町長（星 明朗君） 議案第23号平成16年度加美町老人保健特別会計補正予算（第3号）について説明申し上げます。

今回、既定予算から歳入歳出それぞれ 730万 8,000円を減額し、歳入歳出それぞれ33億2,012万 7,000円とする補正予算であります。

歳入につきましては、支払基金交付金 819万 7,000円の減、国庫支出金の老人医療費負担金 2,953万 6,000円の減、県支出金の老人医療費負担金 734万円の減、一般会計繰入金 3,758万円の増などであります。

歳出につきましては、事業費等の整理を行い、予備費を充当するものであります。

よろしく御審議の上、御承認賜りますようお願いを申し上げ、提案理由の説明とさせていただきます。

議長（米木正二君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ございませんか。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。これにて質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論ございませんか。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。これにて討論を終結いたします。

これより議案第23号平成16年度加美町老人保健特別会計補正予算（第3号）の採決を行います。

お諮りいたします。本件は原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（米木正二君） 御異議なしと認めます。よって、議案第23号平成16年度加美町老人保健特別会計補正予算（第3号）は、原案のとおり可決することに決定いたしました。

---

日程第29 議案第24号 平成16年度加美町介護保険特別会計補正予算（第3号）

議長（米木正二君） 日程第29、議案第24号平成16年度加美町介護保険特別会計補正予算（第3号）を議題といたします。

本件について提案理由の説明を求めます。町長。

町長（星 明朗君） 議案第24号平成16年度加美町介護保険特別会計補正予算（第3号）につ

いて説明申し上げます。

今回、既定予算から歳入歳出それぞれ 1,159万円を減額し、歳入歳出それぞれ14億 5,713万円とする補正予算であります。

歳入につきましては、介護保険料 300万円の減、国庫支出金介護給付費負担金 413万 7,000円の増、支払基金交付金 1,690万 1,000円の増、県支出金の介護給付費負担金 258万 5,000円の増、一般会計繰入金 937万 3,000円の減、基金繰入金 2,284万円の減などであります。

歳出につきましては、保険給付費 3,900万円の増、基金積立金 605万 7,000円の増などのほか、事業費の整理を行い、予備費を充当するものであります。

よろしく御審議の上、御承認賜りますようお願いを申し上げまして、提案理由の説明といたします。

議長（米木正二君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ございませんか。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。これにて質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論ございませんか。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。これにて討論を終結いたします。

これより議案第24号平成16年度加美町介護保険特別会計補正予算（第3号）の採決を行います。

お諮りいたします。本件は原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（米木正二君） 御異議なしと認めます。よって、議案第24号平成16年度加美町介護保険特別会計補正予算（第3号）は、原案のとおり可決することに決定いたしました。

---

日程第30 議案第25号 平成16年度加美町簡易水道事業特別会計補正予算（第3号）

議長（米木正二君） 日程第30、議案第25号平成16年度加美町簡易水道事業特別会計補正予算（第3号）を議題といたします。

本件について提案理由の説明を求めます。町長。

町長（星 明朗君） 議案第25号平成16年度加美町簡易水道事業特別会計補正予算（第3号）について説明申し上げます。

今回、歳入歳出の総額を補正前と同額の 9,469万 2,000円とする補正予算で、簡易水道建設

費と公債費を減額し、予備費に充当するものであります。

よろしく御審議の上、御承認賜りますようお願いを申し上げ、提案理由の説明とさせていただきます。

議長（米木正二君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ございませんか。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。これにて質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論ございませんか。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。これにて討論を終結いたします。

これより議案第25号平成16年度加美町簡易水道事業特別会計補正予算（第3号）の採決を行います。

お諮りいたします。本件は原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（米木正二君） 御異議なしと認めます。よって、議案第25号平成16年度加美町簡易水道事業特別会計補正予算（第3号）は、原案のとおり可決することに決定いたしました。

日程第31 議案第26号 平成16年度加美町営駐車場事業特別会計補正予算（第1号）

議長（米木正二君） 日程第31、議案第26号平成16年度加美町営駐車場事業特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

本件について提案理由の説明を求めます。町長。

町長（星 明朗君） 議案第26号平成16年度加美町営駐車場事業特別会計補正予算（第1号）について説明申し上げます。

今回、町営駐車場施設清掃委託料など3件の債務負担行為の設定を行うものであります。

よろしく御審議の上、御承認賜りますようお願いを申し上げ、提案理由の説明とさせていただきます。

議長（米木正二君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ございませんか。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。これにて質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論ございませんか。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。これにて討論を終結いたします。

これより議案第26号平成16年度加美町営駐車場事業特別会計補正予算（第1号）の採決を行います。

お諮りいたします。本件は原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（米木正二君） 御異議なしと認めます。よって、議案第26号平成16年度加美町営駐車場事業特別会計補正予算（第1号）は、原案のとおり可決することに決定いたしました。

---

日程第32 議案第27号 平成16年度加美町小野田温泉保養センター等事業特別会計補正予算（第2号）

議長（米木正二君） 日程第32、議案第27号平成16年度加美町小野田温泉保養センター等事業特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

本件について提案理由の説明を求めます。町長。

町長（星 明朗君） 議案第27号平成16年度加美町小野田温泉保養センター等事業特別会計補正予算（第2号）について説明申し上げます。

今回、既定予算から歳入歳出それぞれ4,626万7,000円を減額し、歳入歳出それぞれ3億9,873万3,000円とする補正予算であります。

歳入につきましては、施設使用料3,785万円の減、物品売払収入5,230万円の減、一般会計繰入金286万7,000円の増、繰越金4,154万8,000円の増などであります。

歳出につきましては、各施設管理費を減額整理しております。

よろしく御審議の上、御承認賜りますようお願いを申し上げ、提案理由の説明とさせていただきます。

議長（米木正二君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ございませんか。29番三嶋 等君。

29番（三嶋 等君） やめるに当たり厳しいことは言いたくないんだけど、やはり第1表を見ますれば相当厳しいと言うほかありません。というのは4,626万7,000円の中、使用料で3,700万円減額補正、こういう数字になって4,100万円の繰越金がこのまま、去年の繰り越しが減額された。そして、歳出でもこのとおり全部……、所長は努力しているものと思えますけれども、例えば私は朝晩歩きます。もったいないことは、地ビールの電気料、細かいことを言うんでありません。お客さんがいなくても9時まで電灯をつけたり暖房をつけたり。経費節減が全然見当たらないと。